令和８年第１回
鳥取市選挙管理委員会議案

日　　時　　令和８年１月１６日（金）　午後１時３０分

場　　所　　鳥取市役所本庁舎４階　委員会室

会　　議　　日　　程

１　開　　会

２　付議する議案

（鳥取市長選挙及び市議会議員補欠選挙関係）

議案第　１　号　選挙長及びその職務を代理すべき者の選任について

議案第　２　号　選挙長の執務を行う場所について

議案第　３　号　鳥取市長選挙及び鳥取市議会議員補欠選挙選挙長の印について

議案第　４　号　投票用紙の様式について

議案第　５　号　投票用紙、仮投票用封筒、不在者投票用封筒及び郵便等による不在者投票用封筒に押すべき印について

議案第　６　号　投票用紙及び投票用封筒の郵便等による発送開始日について

議案第　７　号　投票所入場券の様式について

議案第　８　号　ポスター掲示場の各投票区の設置数について

議案第　９　号　ポスター掲示場の設置場所並びに区画数及び区画番号の表示及びポスターを掲示できる日について

議案第１０号　投票所を設ける場所について

議案第１１号　投票所を閉じる時間の繰り上げについて

議案第１２号　期日前投票所を設ける場所について

議案第１３号　期日前投票所を開く時刻の繰り下げ及び閉じる時刻の繰り上げについて

議案第１４号　不在者投票事務取扱場所について

議案第１５号　開票事務を選挙会の事務に併せて行うことについて

議案第１６号　開票の事務を併せて行う選挙会の場所及び日時について

議案第１７号　選挙公報の様式及び掲載文の掲載場所について

議案第１８号　氏名等掲示の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について

議案第１９号　選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時について

（在外選挙人名簿関係）

議案第２０号　在外選挙人名簿登録者の決定について

議案第２１号　在外選挙人名簿から抹消すべき者の決定について

３　そ　の　他

４　閉　　会

議案第１号

選挙長及びその職務を代理すべき者の選任について

令和８年３月２９日執行予定の鳥取市長選挙及び鳥取市議会議員補欠選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

令和８年１月１６日提出

鳥取市選挙管理委員会
委員長　森山　慎一

選挙長	選挙長の職務を代理すべき者
鳥取市北園一丁目２０番地 森山　慎一	鳥取市叶２６４番地 西垣　和子

提案理由

公職選挙法第７５条第３項及び公職選挙法施行令第８０条第１項の規定により、選挙長及びその職務を代理すべき者を選任するためである。

議案第２号

選挙長の執務を行う場所について

令和８年３月２９日執行予定の鳥取市長選挙及び鳥取市議会議員補欠選挙における選挙長の執務を行う場所を次のとおり定める。

令和８年１月１６日提出

鳥取市選挙管理委員会
委員長　森山　慎一

執務を行う場所
鳥取市幸町７１番地
鳥取市役所

提案理由
選挙長の執務を行う場所を定めるためである。

議案第３号

鳥取市長選挙及び鳥取市議会議員補欠選挙選挙長の印について

令和８年３月２９日執行予定の鳥取市長選挙及び鳥取市議会議員補欠選挙における選挙長の印は、次の印と定める。

令和８年１月１６日提出

鳥取市選挙管理委員会
委員長　森山　慎一

鳥取市長選挙選挙長の印
印　影

鳥取市議会議員補欠選挙選挙長の印
印　影

提案理由
鳥取市長選挙及び鳥取市議会議員補欠選挙選挙長の印を定めるためである。

議案第４号

投票用紙の様式について

令和８年３月２９日執行予定の鳥取市長選挙及び鳥取市議会議員補欠選挙における投票用紙の様式を次のとおり定める。

令和８年１月１６日提出

鳥取市選挙管理委員会
委員長　森山　慎一

別紙のとおり

提案理由
公職選挙法第４５条第２項の規定により、投票用紙の様式を定めるためである。

①【市長】一　般　用

印は「鳥取市選挙管理委員会印」とし、刷込印とする。

②【市長】点　字　用

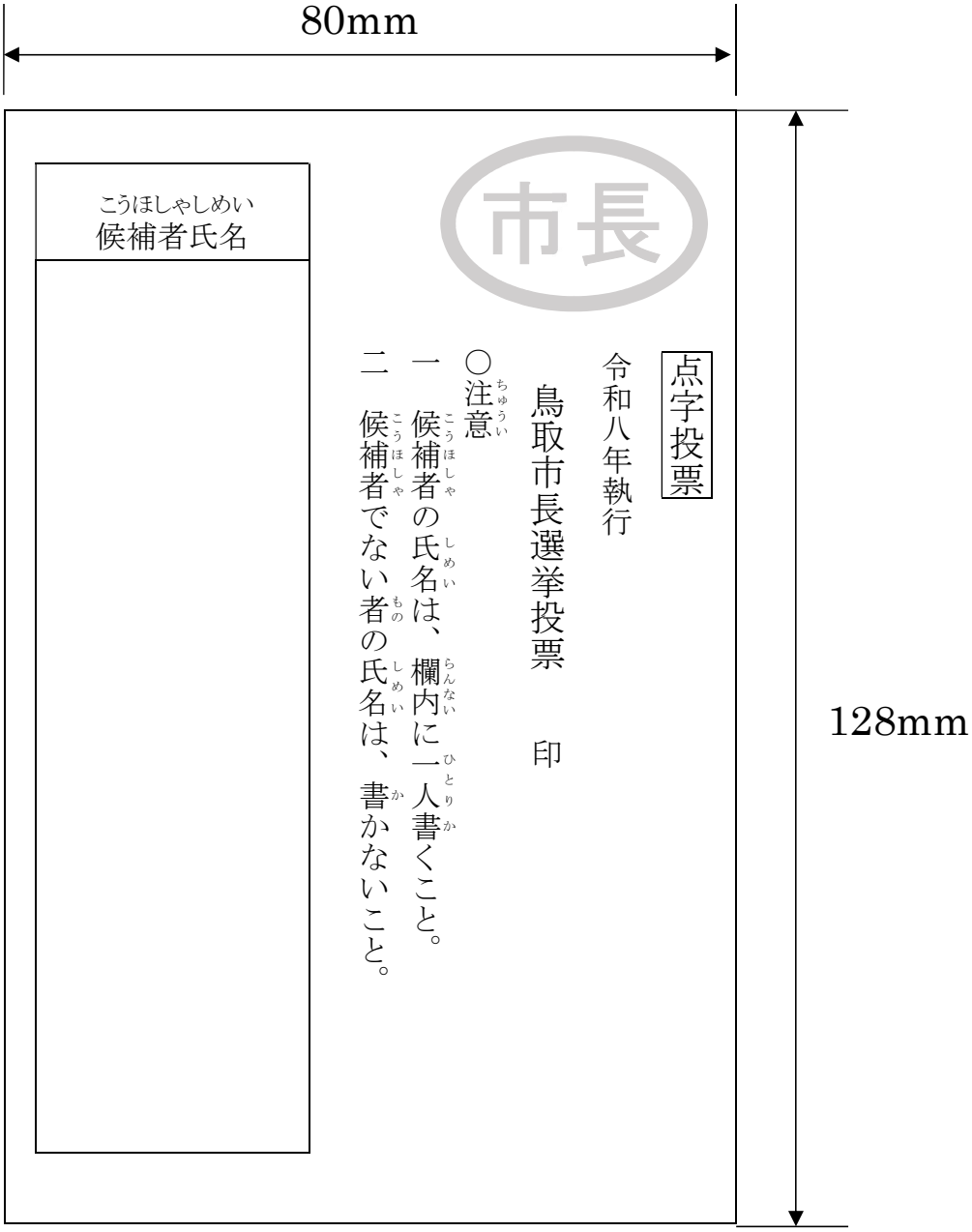

印は「鳥取市選挙管理委員会印」とし、刷込印とする。

③【市議補欠】一　般　用

印は「鳥取市選挙管理委員会印」とし、刷込印とする。

④【市議補欠】点　字　用

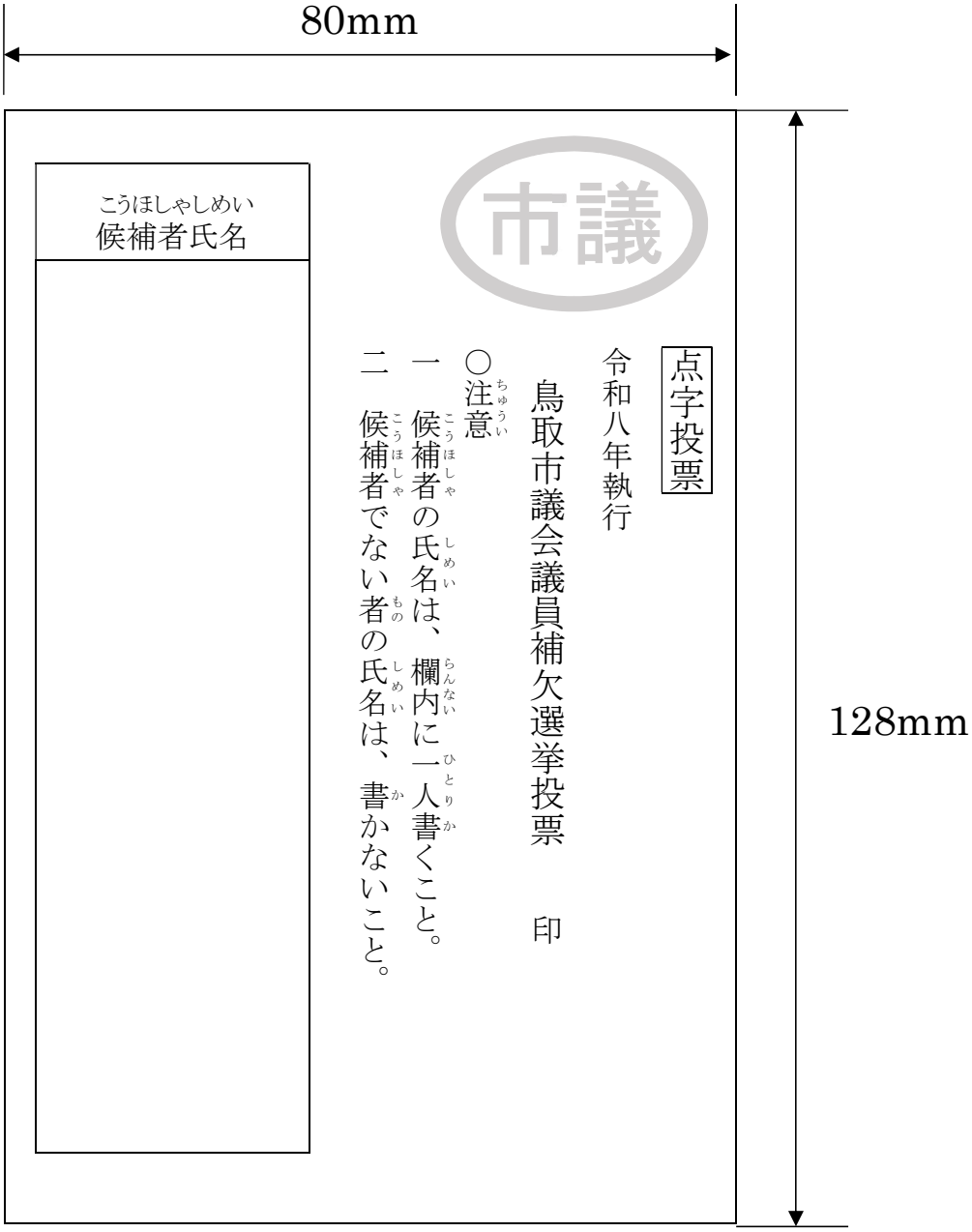

印は「鳥取市選挙管理委員会印」とし、刷込印とする。

議案第５号

投票用紙、仮投票用封筒、不在者投票用封筒及び郵便等による不在者
投票用封筒に押すべき印について

令和８年３月２９日執行予定の鳥取市長選挙及び鳥取市議会議員補欠選挙における投票用紙、仮投票用封筒、不在者投票用封筒及び郵便等による不在者投票用封筒に押すべき印を次のとおり定める。

令和８年１月１６日提出

鳥取市選挙管理委員会
委員長　森山　慎一

１　押すべき印
鳥取市選挙管理委員会規則第２５条の規定による「鳥取市選挙管理委員会印」

２　押すべき印は、刷り込み印とする。

提案理由
投票用紙、仮投票用封筒、不在者投票用封筒及び郵便等による不在者投票用封筒に押すべき印を定めるためである。

議案第６号

投票用紙及び投票用封筒の郵便等による発送開始日について

令和８年３月２９日執行予定の鳥取市長選挙及び鳥取市議会議員補欠選挙において、投票用紙及び投票用封筒の郵便等による発送開始日を公職選挙法施行令（昭和２５年政令第８９号）第５３条第１項及び第５９条の４第４項の規定により次のとおり定める。

令和８年１月１６日提出

鳥取市選挙管理委員会
委員長　森山　慎一

鳥取市長選挙及び鳥取市議会議員補欠選挙
発送開始日　令和８年３月２１日

提案理由
公職選挙法施行令第５３条第１項及び第５９条の４第４項の規定により、不在者投票用紙等の郵便等による発送開始日を定める必要があるためである。

議案第７号

投票所入場券の様式について

令和８年３月２９日執行予定の鳥取市長選挙及び鳥取市議会議員補欠選挙における投票所入場券の様式を次のとおり定める。

令和８年１月１６日提出

鳥取市選挙管理委員会
委員長　森山　慎一

投票所入場券の様式　　別紙のとおり

提案理由

鳥取市長選挙及び鳥取市議会議員補欠選挙における投票所入場券の様式を定めるためである。

郵 便 は が き

鳥取市長選挙・鳥取市議会議員補欠選挙

投 票 所 入 場 券

※　3月3日時点で印刷しています。

内側が入場券になっています。
①②とも矢印方向にゆっくりはがしてください。

②　①

投票所入場券
鳥取市長選挙
鳥取市議会議員補欠選挙

受付	名簿対照	交付(市長)	交付(市議)

（きりとり線：切りはなして各自お持ちください）

投票所入場券
鳥取市長選挙
鳥取市議会議員補欠選挙

受付	名簿対照	交付(市長)	交付(市議)

（きりとり線：切りはなして各自お持ちください）

投票所入場券
鳥取市長選挙
鳥取市議会議員補欠選挙

受付	名簿対照	交付(市長)	交付(市議)

（きりとり線：切りはなして各自お持ちください）

投票所入場券
鳥取市長選挙
鳥取市議会議員補欠選挙

受付	名簿対照	交付(市長)	交付(市議)

投票所入場券について

1　入場券は選挙人ごとに「きりとり線」でそれぞれ切り離し、必ず本人が投票所へお持ちください。
　ハガキ1通あたり4名分になっています。
2　裏面が期日前投票宣誓書になっています。
　期日前投票をされる場合は、入場券裏面の期日前投票宣誓書にご記入のうえお持ちください。
　※当日投票される方は記入不要です。
3　入場券をお持ちになられない場合、身分証明書の提示を求める場合があります。
4　入場券を不正に使用して投票し、または投票しようとした者は罰せられます。

お知らせ

■投票の種類
　投票の種類は「鳥取市長選挙」、「鳥取市議会議員補欠選挙」の２種類です。
■不在者投票について
　旅行や出張などのため、市外に滞在していて鳥取市で投票できない方は、滞在地の選挙管理委員会において不在者投票をすることができます。この場合、ただちに不在者投票の請求手続きを行ってください。詳しくは鳥取市ホームページをご覧いただくか、お問い合わせください。
　また、不在者投票施設の指定を受けている病院、老人ホームなどの施設に入院、入所している方は、その施設で不在者投票をすることができます。詳しくはそれぞれの施設にお問い合せください。
■投票所が変更になっている場合があります。
　表面記載の投票所をご確認ください。
■その他
　令和8年3月28日以前に市外へ転出された場合は投票できません。
　※期日前投票を行った後に転出された方の投票は有効です。
　表面に記載している印刷時点の翌日以降に市内転居された場合でも、表面記載の投票所での投票になります。

・期日前投票を利用される方は、滞在時間の短縮のため、入場券裏面の期日前投票宣誓書を記入の上、期日前投票所にお越しくださいますようご協力をお願いします。

・混雑時には入場制限等でお待たせすることがありますので、ご協力をお願いします。
＊えんぴつまたはシャープペンシルを持参して投票用紙に記入することもできます。

大切なお知らせです。
必ずご確認ください。

○○○○○○選挙

投　票　所　入　場　券

投票所
投票日
投票時間

見　本

鳥取市選挙管理委員会
※ ○月○日時点で印刷しています。

内側が入場券になっています。
②　①②とも矢印方向にゆっくりはがしてください。　①

矢印方向にゆっくり開いてください。
万一濡れている場合は、十分に乾かしてからおはがしください。

(問い合わせ先)　鳥取市選挙管理員会
〒680－8571
鳥取市幸町71番地　TEL(0857)30－8477
鳥取市役所4階　FAX(0857)20－3945

期日前投票宣誓書

※当日投票される方は記入不要です。

私は選挙の当日、下記のいずれかの事由に該当する見込みであることを誓います。

≪事由≫
- ●仕事・学業・冠婚葬祭等
- ●投票区外への外出・旅行・滞在
- ●病気・けが・出産等のため歩行困難
- ●交通至難の島等に居住・滞在
- ●住所移転のため、本市以外に居住
- ●天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

住所	鳥取市			
氏名		生年月日	明・大 昭・平	年　月　日

期日前投票宣誓書

※当日投票される方は記入不要です。

私は選挙の当日、下記のいずれかの事由に該当する見込みであることを誓います。

≪事由≫
- ●仕事・学業・冠婚葬祭等
- ●投票区外への外出・旅行・滞在
- ●病気・けが・出産等のため歩行困難
- ●交通至難の島等に居住・滞在
- ●住所移転のため、本市以外に居住
- ●天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

住所	鳥取市			
氏名		生年月日	明・大 昭・平	年　月　日

期日前投票宣誓書

※当日投票される方は記入不要です。

私は選挙の当日、下記のいずれかの事由に該当する見込みであることを誓います。

≪事由≫
- ●仕事・学業・冠婚葬祭等
- ●投票区外への外出・旅行・滞在
- ●病気・けが・出産等のため歩行困難
- ●交通至難の島等に居住・滞在
- ●住所移転のため、本市以外に居住
- ●天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

住所	鳥取市			
氏名		生年月日	明・大 昭・平	年　月　日

期日前投票宣誓書

※当日投票される方は記入不要です。

私は選挙の当日、下記のいずれかの事由に該当する見込みであることを誓います。

≪事由≫
- ●仕事・学業・冠婚葬祭等
- ●投票区外への外出・旅行・滞在
- ●病気・けが・出産等のため歩行困難
- ●交通至難の島等に居住・滞在
- ●住所移転のため、本市以外に居住
- ●天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

住所	鳥取市			
氏名		生年月日	明・大 昭・平	年　月　日

■期日前投票について

投票日に仕事・旅行等のため、投票所へ行くことができない方は、次のとおり期日前投票ができます。

期日前投票所一覧	住　所	期間・時間
鳥取市役所(注)	幸町71	3月23日(月)～ 3月28日(土) 8:30～20:00
国府地域交流会館 (国府町総合支所敷地内)	国府町宮下1221	
鳥取市福部町ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	福部町細川668	
鳥取市河原町総合支所	河原町渡一木277	
鳥取市用瀬町総合支所	用瀬町用瀬832	
鳥取市佐治町総合支所	佐治町加瀬木2519-3	
鳥取市気高町総合支所	気高町浜村282-1	
鳥取市鹿野町総合支所	鹿野町鹿野1517	
鳥取市青谷町総合支所	青谷町青谷667	
イオンモール鳥取北2階	晩稲348	3月23日(月)～ 3月28日(土) 10:00～20:00 ※最終日のみ19時まで

(1) 投票に行かれる場合は入場券をお持ちください。
(お持ちでない場合でも投票できます。)
(2) 上記の期日前投票所のどこでも投票ができます。
(注)・鳥取市役所の期日前投票所は、本庁舎１階西口エレベーター前です。
・鳥取市役所およびイオン鳥取店の駐車場が利用できます。利用の際は無料処理をいたしますので駐車券をお持ちください。

議案第８号

ポスター掲示場の各投票区の設置数について

令和８年３月２９日執行予定の鳥取市長選挙及び鳥取市議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場の設置数を公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第１４４条の２及び同法施行令（昭和２５年政令第８９号）第１１１条第３項の規定に基づき、次のとおり定める。

令和８年１月１６日提出

鳥取市選挙管理委員会
委員長　森山　慎一

ポスター掲示場の設置数　　別紙のとおり

提案理由

公職選挙法第１４４条の２及び公職選挙法施行令第１１１条第３項の規定により、ポスター掲示場の設置数を定めるためである。

ポスター掲示場設置計画表

投票区名	選挙人名簿登録者数(人)	投票区の面積(k㎡)	法定の設置数(A)	設置計画の数(B)	増減△(B)-(A)	世帯数	集落数	ポスター掲示場の総数を減じようとする理由
1	1,749	0.51	7	5	△ 2	996	25	住宅密集地
2	3,147	3.10	7	6	△ 1	1,821	12	林野等の占める割合が大きい。
3	1,985	0.69	7	4	△ 3	1,123	14	住宅密集地
4	3,229	0.60	7	6	△ 1	1,853	11	住宅密集地
5	7,831	2.49	8	11	3	4,400	19	
6	6,675	6.33	9	9	0	3,580	11	
7	2,656	1.50	7	7	0	1,575	4	
8	2,458	0.84	7	6	△ 1	1,504	7	住宅密集地
9	3,133	1.31	7	6	△ 1	1,950	8	住宅密集地
10	2,218	1.37	7	3	△ 4	1,255	10	林野等の占める割合が大きい。住宅密集地。
11	1,971	1.59	7	5	△ 2	1,130	4	施設用地の占める割合が大きい。
12	5,469	1.72	8	7	△ 1	2,984	8	住宅密集地
13	2,034	1.53	7	5	△ 2	1,126	6	林野等の占める割合が大きい。住宅密集地。
14	1,193	8.05	9	5	△ 4	656	3	林野等の占める割合が大きい。
15	4,038	2.00	7	8	1	2,555	8	
16	6,795	1.47	8	9	1	3,699	7	
17	5,529	2.73	8	8	0	3,051	5	
18	2,966	7.78	8	9	1	1,549	11	
19	711	8.01	8	8	0	321	7	
20	1,608	5.72	8	10	2	807	8	
21	2,208	1.95	7	6	△ 1	1,139	6	施設用地、耕地の占める割合が大きい。
22	2,442	4.76	8	6	△ 2	1,357	11	施設用地、耕地の占める割合が大きい。
23	2,583	4.90	8	8	0	1,413	5	
24	2,095	15.40	9	15	6	1,096	12	
25	378	13.36	8	7	△ 1	174	3	林野等の占める割合が大きい。
26	149	10.03	8	1	△ 7	81	1	林野等の占める割合が大きい。有権者数が少ない。
27	418	8.27	8	7	△ 1	211	6	林野等の占める割合が大きい。
28	107	8.45	8	2	△ 6	53	1	林野等の占める割合が大きい。有権者数が少ない。
29	3,658	3.10	7	7	0	2,072	9	
30	2,554	7.44	8	8	0	1,358	5	
31	761	6.25	7	7	0	411	6	
32	677	15.43	8	9	1	336	5	
33	200	20.95	8	4	△ 4	108	2	林野等の占める割合が大きい。有権者数が少ない。
34	5,563	5.68	9	8	△ 1	3,060	11	施設用地の占める割合が大きい。
35	4,847	5.09	8	9	1	3,008	10	
36	4,409	10.06	9	11	2	2,383	10	
37	1,494	19.37	9	13	4	767	12	
38	77	5.03	7	2	△ 5	42	2	林野等の占める割合が大きい。有権者数が少ない。
39	6,412	2.72	8	8	0	3,465	12	
40	3,090	6.70	8	6	△ 2	1,509	5	林野等の占める割合が大きい。
41	3,625	1.83	7	5	△ 2	1,685	11	施設用地、林野等の占める割合が大きい。住宅密集地。
42	2,385	1.09	7	3	△ 4	1,277	3	施設用地、林野等の占める割合が大きい。住宅密集地。
50	2,051	0.97	7	5	△ 2	1,099	14	住宅密集地
51	1,673	2.36	7	4	△ 3	923	4	林野等の占める割合が大きい。
52	1,030	11.13	9	12	3	475	7	
53	1,263	17.89	9	11	2	607	11	
54	271	10.25	8	5	△ 3	131	6	林野等の占める割合が大きい。有権者数が少ない。
55	55	6.71	7	2	△ 5	27	2	林野等の占める割合が大きい。有権者数が少ない。
56	134	33.29	8	6	△ 2	79	9	林野等の占める割合が大きい。有権者数が少ない。
57	59	10.45	8	2	△ 6	35	1	林野等の占める割合が大きい。有権者数が少ない。
58	1,398	15.74	9	11	2	650	8	
59	518	5.70	7	4	△ 3	239	1	林野等の占める割合が大きい。
60	287	13.50	8	7	△ 1	141	5	林野等の占める割合が大きい。有権者数が少ない。

投票区名	選挙人名簿登録者数(人)	投票区の面積(k㎡)	法定の設置数(A)	設置計画の数(B)	増減△(B)-(A)	世帯数	集落数	ポスター掲示場の総数を減じようとする理由
61	2,027	10.50	9	10	1	972	8	
62	631	7.50	7	11	4	278	7	
63	970	9.00	8	7	△ 1	443	4	林野等の占める割合が大きい。
64	339	9.50	8	4	△ 4	148	3	林野等の占める割合が大きい。
65	487	6.00	7	4	△ 3	231	2	林野等の占める割合が大きい。
66	386	5.00	7	6	△ 1	175	4	林野等の占める割合が大きい。
67	186	10.00	8	4	△ 4	88	2	林野等の占める割合が大きい。有権者数が少ない。
68	311	26.12	8	4	△ 4	149	3	林野等の占める割合が大きい。
69	965	4.82	7	7	0	474	3	
70	879	25.50	8	8	0	402	3	
71	716	30.93	8	13	5	340	7	
72	73	5.90	7	1	△ 6	35	1	林野等の占める割合が大きい。有権者数が少ない。
73	34	14.45	8	1	△ 7	22	1	林野等の占める割合が大きい。有権者数が少ない。
74	411	10.53	8	9	1	206	6	
75	328	9.29	8	8	0	158	2	
76	371	23.40	8	9	1	203	6	
77	100	31.63	8	3	△ 5	59	3	林野等の占める割合が大きい。有権者数が少ない。
78	81	3.10	6	2	△ 4	40	1	林野等の占める割合が大きい。有権者数が少ない。
79	77	1.94	5	1	△ 4	37	1	林野等の占める割合が大きい。有権者数が少ない。
80	1,117	6.77	8	6	△ 2	546	5	林野等の占める割合が大きい。
81	378	4.74	7	3	△ 4	183	2	林野等の占める割合が大きい。
82	430	5.34	7	5	△ 2	186	5	林野等の占める割合が大きい。
83	494	2.04	6	3	△ 3	234	2	林野等の占める割合が大きい。
84	717	7.50	7	10	3	329	9	
85	2,511	2.61	7	9	2	1,270	6	
86	703	3.00	6	3	△ 3	352	5	林野等の占める割合が大きい。
87	308	2.31	6	2	△ 4	162	1	林野等の占める割合が大きい。有権者数が少ない。
88	1,208	18.08	9	14	5	582	5	
89	1,309	6.17	8	11	3	666	6	
90	193	6.64	7	3	△ 4	93	2	林野等の占める割合が大きい。有権者数が少ない。
91	142	21.88	8	4	△ 4	82	1	林野等の占める割合が大きい。有権者数が少ない。
92	1,102	6.80	8	12	4	585	4	
93	708	1.50	5	6	1	363	1	
94	799	9.60	8	10	2	393	7	
95	71	2.60	6	2	△ 4	32	1	林野等の占める割合が大きい。有権者数が少ない。
96	631	7.10	7	7	0	301	6	
97	348	19.23	8	5	△ 3	165	5	林野等の占める割合が大きい。
98	714	14.20	8	6	△ 2	353	4	林野等の占める割合が大きい。
99	53	6.90	7	1	△ 6	25	1	林野等の占める割合が大きい。有権者数が少ない。
計	149,574	765.31	698	592	△ 106	80,708	549	

令和7年12月1日定時登録者数と世帯数、集落数

地域	投票区			投票区数	設置数			備考
鳥取	1	～	42	42	289			Aﾌﾞﾛｯｸ…92、Bﾌﾞﾛｯｸ…97、Cﾌﾞﾛｯｸ…100
国府	50	～	57	8	47			
福部	58	～	60	3	22			
河原	61	～	68	8	50			
用瀬	69	～	73	5	30			
佐治	74	～	79	6	32			
気高	80	～	87	8	41			
鹿野	88	～	91	4	32			
青谷	92	～	99	8	49			
合計				92	592			

議案第９号

ポスター掲示場の設置場所並びに区画数及び区画番号の表示
及びポスターを掲示できる日について

令和８年３月２９日執行予定の鳥取市長選挙及び鳥取市議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場の設置場所並びに区画数及び区画番号の表示及びポスターを掲示できる日を次のとおり定める。

令和８年１月１６日提出

鳥取市選挙管理委員会
委員長　森山　慎一

１　ポスター掲示場の設置場所　　別紙１のとおり
２　ポスター掲示場の区画数　　鳥取市長選挙　　６区画
　　鳥取市議会議員補欠選挙　６区画
　※立候補予定者数の状況により区画数を増設する。
３　ポスター掲示場の区画番号の表示　別紙２のとおり
４　ポスターを掲示できる日　　令和８年３月２２日（日）

提案理由
公職選挙法第１４４条の２第１項の規定によるポスター掲示場の設置場所及び同条第１０項において準用する第５項の規定によりポスターを掲示できる日を定めるためである。また、鳥取市の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場に関する規則（昭和５７年鳥取市選挙管理委員会規則第１号）第２条第２項の規定により、区画数を定めるためである。

令和8年3月29日執行予定

鳥取市長選挙及び鳥取市議会議員補欠選挙　ポスター掲示場設置場所一覧表

区	掲示番号	設置場所
1	1-1	江崎町
	1-2	片原二丁目
	1-3	本町一丁目
	1-4	戎町
	1-5	元町
2	2-1	西町二丁目
	2-2	東町二丁目
	2-3	東町三丁目
	2-4	西町一丁目
	2-5	湯所町二丁目
	2-6	丸山町
3	3-1	西町五丁目
	3-2	玄好町
	3-3	材木町
	3-4	二階町四丁目
4	4-1	南町
	4-2	寿町
	4-3	相生町一丁目
	4-4	相生町四丁目
	4-5	田園町一丁目
	4-6	寿町
5	5-1	田島
	5-2	松並町三丁目
	5-3	秋里
	5-4	松並町二丁目
	5-5	田園町三丁目
	5-6	田園町四丁目
	5-7	青葉町一丁目
	5-8	青葉町二丁目
	5-9	千代水一丁目
	5-10	南安長一丁目
	5-11	丸山町
6	6-1	江津
	6-2	浜坂二丁目
	6-3	浜坂一丁目
	6-4	浜坂三丁目
	6-5	浜坂六丁目
	6-6	浜坂六丁目
	6-7	浜坂八丁目
	6-8	浜坂東一丁目
	6-9	浜坂東一丁目
7	7-1	行徳三丁目
	7-2	行徳三丁目
	7-3	西品治
	7-4	西品治
	7-5	西品治
	7-6	西品治
	7-7	西品治

区	掲示番号	設置場所
8	8-1	瓦町
	8-2	幸町
	8-3	東品治町
	8-4	行徳一丁目
	8-5	行徳二丁目
	8-6	東品治町
	8-7	幸町
9	9-1	寺町
	9-2	弥生町
	9-3	永楽温泉町
	9-4	吉方温泉三丁目
	9-5	吉方温泉一丁目
	9-6	吉方温泉三丁目
10	10-1	上町
	10-2	吉方町一丁目
	10-3	立川町二丁目
11	11-1	吉方温泉四丁目
	11-2	吉方温泉四丁目
	11-3	南吉方三丁目
	11-4	立川町五丁目
	11-5	立川町五丁目
12	12-1	岩倉
	12-2	岩倉
	12-3	卯垣四丁目
	12-4	立川町六丁目
	12-5	立川町六丁目
	12-6	立川町七丁目
	12-7	東今在家
13	13-1	卯垣一丁目
	13-2	卯垣二丁目
	13-3	立川町四丁目
	13-4	卯垣二丁目
	13-5	卯垣五丁目
14	14-1	百谷
	14-2	滝山
	14-3	滝山
	14-4	滝山
	14-5	小西谷
15	15-1	南吉方一丁目
	15-2	富安一丁目
	15-3	富安二丁目
	15-4	富安二丁目
	15-5	天神町
	15-6	興南町
	15-7	扇町

令和8年3月29日執行予定

鳥取市長選挙及び鳥取市議会議員補欠選挙　ポスター掲示場設置場所一覧表

区	掲示番号	設置場所
16	16-1	古市
	16-2	吉成
	16-3	吉成
	16-4	大覚寺
	16-5	大覚寺
	16-6	大覚寺
	16-7	吉成一丁目
	16-8	吉成
	16-9	吉成一丁目
17	17-1	雲山
	17-2	雲山
	17-3	雲山
	17-4	雲山
	17-5	大杙
	17-6	面影二丁目
	17-7	大杙
	17-8	面影一丁目
18	18-1	杉崎
	18-2	津ノ井
	18-3	桂木
	18-4	桂木
	18-5	船木
	18-6	広岡
	18-7	香取
	18-8	紙子谷
	18-9	祢宜谷
19	19-1	東大路
	19-2	中大路
	19-3	西大路
	19-4	久末
	19-5	美和
	19-6	古郡家
	19-7	古郡家
	19-8	越路
20	20-1	円通寺
	20-2	円通寺
	20-3	西円通寺
	20-4	八坂
	20-5	八坂
	20-6	橋本
	20-7	馬場
	20-8	国安
	20-9	国安
	20-10	蔵田

区	掲示番号	設置場所
21	21-1	賀露町北三丁目
	21-2	賀露町西四丁目
	21-3	賀露町北四丁目
	21-4	賀露町北四丁目
	21-5	賀露町北四丁目
22	22-1	賀露町南一丁目
	22-2	賀露町南二丁目
	22-3	賀露町南四丁目
	22-4	賀露町南六丁目
	22-5	晩稲
	22-6	南隈
23	23-1	野寺
	23-2	服部
	23-3	菖蒲
	23-4	古海
	23-5	古海
	23-6	古海
	23-7	古海
	23-8	緑ケ丘一丁目
24	24-1	向国安
	24-2	竹生
	24-3	上味野
	24-4	朝月
	24-5	下味野
	24-6	源太
	24-7	下味野
	24-8	下味野
	24-9	赤子田
	24-10	長谷
	24-11	倭文
	24-12	倭文
	24-13	玉津
	24-14	横枕
	24-15	猪子
25	25-1	上砂見
	25-2	中砂見
	25-3	中砂見
	25-4	中砂見
	25-5	下砂見
	25-6	下砂見
	25-7	下砂見
26	26-1	岩坪

令和8年3月29日執行予定

鳥取市長選挙及び鳥取市議会議員補欠選挙　ポスター掲示場設置場所一覧表

区	掲示番号	設置場所
27	27-1	本高
	27-2	北村
	27-3	西今在家
	27-4	篠坂
	27-5	中村
	27-6	中村
	27-7	有富
28	28-1	高路
	28-2	高路
29	29-1	徳尾
	29-2	徳尾
	29-3	岩吉
	29-4	里仁
	29-5	里仁
	29-6	徳吉
	29-7	緑ヶ丘三丁目
30	30-1	足山
	30-2	布勢
	30-3	桂見
	30-4	桂見
	30-5	桂見
	30-6	高住
	30-7	高住
	30-8	良田
31	31-1	下段
	31-2	大塚
	31-3	野坂
	31-4	宮谷
	31-5	嶋
	31-6	大桷
	31-7	大桷
32	32-1	上原
	32-2	上原
	32-3	上原
	32-4	尾崎
	32-5	松上
	32-6	松上
	32-7	松上
	32-8	細見
	32-9	細見
33	33-1	河内
	33-2	河内
	33-3	槇原
	33-4	槇原

区	掲示番号	設置場所
34	34-1	湖山町東一丁目
	34-2	湖山町南二丁目
	34-3	湖山町南一丁目
	34-4	湖山町南二丁目
	34-5	湖山町南三丁目
	34-6	湖山町北一丁目
	34-7	湖山町北一丁目
	34-8	湖山町北六丁目
35	35-1	湖山町西一丁目
	35-2	湖山町西一丁目
	35-3	湖山町西二丁目
	35-4	湖山町西三丁目
	35-5	湖山町南五丁目
	35-6	湖山町北二丁目
	35-7	湖山町北三丁目
	35-8	湖山町北四丁目
	35-9	湖山町北四丁目
36	36-1	伏野
	36-2	伏野
	36-3	伏野
	36-4	三津
	36-5	美萩野一丁目
	36-6	美萩野二丁目
	36-7	美萩野三丁目
	36-8	美萩野五丁目
	36-9	白兎
	36-10	小沢見
	36-11	内海中
37	37-1	御熊
	37-2	松原
	37-3	大畑
	37-4	大畑
	37-5	金沢
	37-6	福井
	37-7	福井
	37-8	吉岡温泉町
	37-9	妙徳寺
	37-10	洞谷
	37-11	瀬田蔵
	37-12	長柄
	37-13	三山口
38	38-1	双六原
	38-2	矢矯

令和8年3月29日執行予定

鳥取市長選挙及び鳥取市議会議員補欠選挙　ポスター掲示場設置場所一覧表

区	掲示番号	設置場所
39	39-1	吉成
	39-2	宮長
	39-3	的場
	39-4	叶
	39-5	数津
	39-6	叶一丁目
	39-7	吉成南町二丁目
	39-8	的場一丁目
40	40-1	覚寺
	40-2	円護寺
	40-3	北園一丁目
	40-4	北園二丁目
	40-5	北園二丁目
	40-6	山城町
41	41-1	若葉台南一丁目
	41-2	若葉台南二丁目
	41-3	若葉台南六丁目
	41-4	若葉台南三丁目
	41-5	若葉台北二丁目
	41-6	若葉台北一丁目
42	42-1	正蓮寺
	42-2	桜谷
	42-3	桜谷
50	50-1	国府町新通り二丁目
	50-2	国府町新通り四丁目
	50-3	国府町新町二丁目
	50-4	国府町稲葉丘三丁目
	50-5	国府町稲葉丘二丁目
51	51-1	国府町奥谷二丁目
	51-2	国府町宮下
	51-3	国府町中郷
	51-4	国府町宮下
52	52-1	国府町町屋
	52-2	国府町町屋
	52-3	国府町庁
	52-4	国府町国分寺
	52-5	国府町国分寺
	52-6	国府町三代寺
	52-7	国府町法花寺
	52-8	国府町法花寺
	52-9	国府町町屋
	52-10	国府町広西
	52-11	国府町広西
	52-12	国府町美歎

区	掲示番号	設置場所
53	53-1	国府町麻生
	53-2	国府町麻生
	53-3	国府町高岡
	53-4	国府町玉鉾
	53-5	国府町糸谷
	53-6	国府町糸谷
	53-7	国府町谷
	53-8	国府町岡益
	53-9	国府町清水
	53-10	国府町神垣
	53-11	国府町山根
54	54-1	国府町新井
	54-2	国府町吉野
	54-3	国府町中河原
	54-4	国府町山崎
	54-5	国府町神護
55	55-1	国府町荒舟
	55-2	国府町上荒舟
56	56-1	国府町楠城
	56-2	国府町栃本
	56-3	国府町下木原
	56-4	国府町石井谷
	56-5	国府町大石
	56-6	国府町雨滝
57	57-1	国府町上地
	57-2	国府町上地
58	58-1	福部町海士
	58-2	福部町海士
	58-3	福部町海士
	58-4	福部町細川
	58-5	福部町岩戸
	58-6	福部町細川
	58-7	福部町細川
	58-8	福部町高江
	58-9	福部町栗谷
	58-10	福部町箭渓
	58-11	福部町八重原
59	59-1	福部町湯山
	59-2	福部町湯山
	59-3	福部町湯山
	59-4	福部町湯山
60	60-1	福部町南田
	60-2	福部町蔵見
	60-3	福部町中
	60-4	福部町久志羅
	60-5	福部町左近
	60-6	福部町左近
	60-7	福部町左近

令和8年3月29日執行予定

鳥取市長選挙及び鳥取市議会議員補欠選挙　ポスター掲示場設置場所一覧表

区	掲示番号	設置場所
61	61-1	河原町河原
	61-2	河原町長瀬
	61-3	河原町袋河原
	61-4	河原町布袋
	61-5	河原町稲常
	61-6	河原町渡一木
	61-7	河原町渡一木
	61-8	河原町谷一木
	61-9	河原町長瀬
	61-10	河原町鮎ケ丘
62	62-1	河原町片山
	62-2	河原町徳吉
	62-3	河原町徳吉
	62-4	河原町今在家
	62-5	河原町山手
	62-6	河原町山手
	62-7	河原町郷原
	62-8	河原町山手
	62-9	河原町三谷
	62-10	河原町高福
	62-11	河原町高福
63	63-1	河原町釜口
	63-2	河原町釜口
	63-3	河原町和奈見
	63-4	河原町八日市
	63-5	河原町佐貫
	63-6	河原町佐貫
	63-7	河原町佐貫
64	64-1	河原町水根
	64-2	河原町山上
	64-3	河原町小倉
	64-4	河原町小倉
65	65-1	河原町天神原
	65-2	河原町曳田
	65-3	河原町曳田
	65-4	河原町曳田
66	66-1	河原町中井
	66-2	河原町中井
	66-3	河原町本鹿
	66-4	河原町本鹿
	66-5	河原町牛戸
	66-6	河原町湯谷
67	67-1	河原町小河内
	67-2	河原町小河内
	67-3	河原町神馬
	67-4	河原町神馬

区	掲示番号	設置場所
68	68-1	河原町弓河内
	68-2	河原町小畑
	68-3	河原町北村
	68-4	河原町北村
69	69-1	用瀬町用瀬
	69-2	用瀬町用瀬
	69-3	用瀬町用瀬
	69-4	用瀬町用瀬
	69-5	用瀬町用瀬
	69-6	用瀬町別府
	69-7	用瀬町古用瀬
70	70-1	用瀬町鷹狩
	70-2	用瀬町鷹狩
	70-3	用瀬町美成
	70-4	用瀬町鷹狩
	70-5	用瀬町赤波
	70-6	用瀬町赤波
	70-7	用瀬町赤波
	70-8	用瀬町赤波
71	71-1	用瀬町古用瀬
	71-2	用瀬町古用瀬
	71-3	用瀬町金屋
	71-4	用瀬町樟原
	71-5	用瀬町宮原
	71-6	用瀬町宮原
	71-7	用瀬町川中
	71-8	用瀬町安蔵
	71-9	用瀬町川中
	71-10	用瀬町安蔵
	71-11	用瀬町安蔵
	71-12	用瀬町安蔵
	71-13	用瀬町安蔵
72	72-1	用瀬町屋住
73	73-1	用瀬町江波
74	74-1	佐治町小原
	74-2	佐治町葛谷
	74-3	佐治町刈地
	74-4	佐治町葛谷
	74-5	佐治町葛谷
	74-6	佐治町大井
	74-7	佐治町古市
	74-8	佐治町大井
	74-9	佐治町森坪

令和8年3月29日執行予定

鳥取市長選挙及び鳥取市議会議員補欠選挙　ポスター掲示場設置場所一覧表

区	掲示番号	設置場所
75	75-1	佐治町加瀬木
	75-2	佐治町加瀬木
	75-3	佐治町加瀬木
	75-4	佐治町高山
	75-5	佐治町高山
	75-6	佐治町高山
	75-7	佐治町高山
	75-8	佐治町高山
76	76-1	佐治町福園
	76-2	佐治町加茂
	76-3	佐治町加茂
	76-4	佐治町加茂
	76-5	佐治町加茂
	76-6	佐治町畑
	76-7	佐治町つく谷
	76-8	佐治町余戸
	76-9	佐治町河本
77	77-1	佐治町尾際
	77-2	佐治町中
	77-3	佐治町栃原
78	78-1	佐治町津無
	78-2	佐治町津無
79	79-1	佐治町津野
80	80-1	気高町常松
	80-2	気高町冨吉
	80-3	気高町宝木
	80-4	気高町酒津
	80-5	気高町奥沢見
	80-6	気高町奥沢見
81	81-1	気高町上光
	81-2	気高町下光元
	81-3	気高町下光元
82	82-1	気高町宿
	82-2	気高町土居
	82-3	気高町重高
	82-4	気高町二本木
	82-5	気高町下坂本
83	83-1	気高町下坂本
	83-2	気高町下坂本
	83-3	気高町日光
84	84-1	気高町殿
	84-2	気高町飯里
	84-3	気高町下石
	84-4	気高町上原
	84-5	気高町上原
	84-6	気高町山宮
	84-7	気高町睦逢
	84-8	気高町会下
	84-9	気高町郡家
	84-10	気高町高江

区	掲示番号	設置場所
85	85-1	気高町浜村
	85-2	気高町浜村
	85-3	気高町勝見
	85-4	気高町北浜三丁目
	85-5	気高町新町一丁目
	85-6	気高町北浜二丁目
	85-7	気高町勝見
	85-8	気高町北浜三丁目
	85-9	気高町勝見
86	86-1	気高町八幡
	86-2	気高町下原
	86-3	気高町八束水
87	87-1	気高町八束水
	87-2	気高町八束水
88	88-1	鹿野町閉野
	88-2	鹿野町水谷
	88-3	鹿野町鹿野
	88-4	鹿野町鹿野
	88-5	鹿野町鹿野
	88-6	鹿野町鹿野
	88-7	鹿野町鹿野
	88-8	鹿野町鹿野
	88-9	鹿野町鹿野
	88-10	鹿野町鹿野
	88-11	鹿野町鹿野
	88-12	鹿野町鹿野
	88-13	鹿野町末用
	88-14	鹿野町末用
89	89-1	鹿野町今市
	89-2	鹿野町今市
	89-3	鹿野町今市
	89-4	鹿野町今市
	89-5	鹿野町今市
	89-6	鹿野町今市
	89-7	鹿野町宮方
	89-8	鹿野町中園
	89-9	鹿野町岡木
	89-10	鹿野町乙亥正
	89-11	鹿野町乙亥正
90	90-1	鹿野町小別所
	90-2	鹿野町鷲峰
	90-3	鹿野町鷲峰
91	91-1	鹿野町河内
	91-2	鹿野町河内
	91-3	鹿野町河内
	91-4	鹿野町河内

令和8年3月29日執行予定

鳥取市長選挙及び鳥取市議会議員補欠選挙　ポスター掲示場設置場所一覧表

区	掲示番号	設置場所
92	92-1	青谷町青谷
	92-2	青谷町青谷
	92-3	青谷町青谷
	92-4	青谷町青谷
	92-5	青谷町青谷
	92-6	青谷町青谷
	92-7	青谷町青谷
	92-8	青谷町青谷
	92-9	青谷町青谷
	92-10	青谷町青谷
	92-11	青谷町井手
	92-12	青谷町長和瀬
93	93-1	青谷町青谷
	93-2	青谷町青谷
	93-3	青谷町青谷
	93-4	青谷町青谷
	93-5	青谷町青谷
	93-6	青谷町青谷
94	94-1	青谷町露谷
	94-2	青谷町露谷
	94-3	青谷町吉川
	94-4	青谷町栄町
	94-5	青谷町亀尻
	94-6	青谷町亀尻
	94-7	青谷町山田
	94-8	青谷町北河原
	94-9	青谷町北河原
	94-10	青谷町鳴滝
95	95-1	青谷町絹見
	95-2	青谷町絹見
96	96-1	青谷町善田
	96-2	青谷町奥崎
	96-3	青谷町養郷
	96-4	青谷町奥崎
	96-5	青谷町大坪
	96-6	青谷町蔵内
	96-7	青谷町蔵内
97	97-1	青谷町田原谷
	97-2	青谷町紙屋
	97-3	青谷町楠根
	97-4	青谷町澄水
	97-5	青谷町桑原
98	98-1	青谷町山根
	98-2	青谷町早牛
	98-3	青谷町山根
	98-4	青谷町河原
	98-5	青谷町河原
	98-6	青谷町小畑
99	99-1	青谷町八葉寺

区	掲示番号	設置場所

別紙2

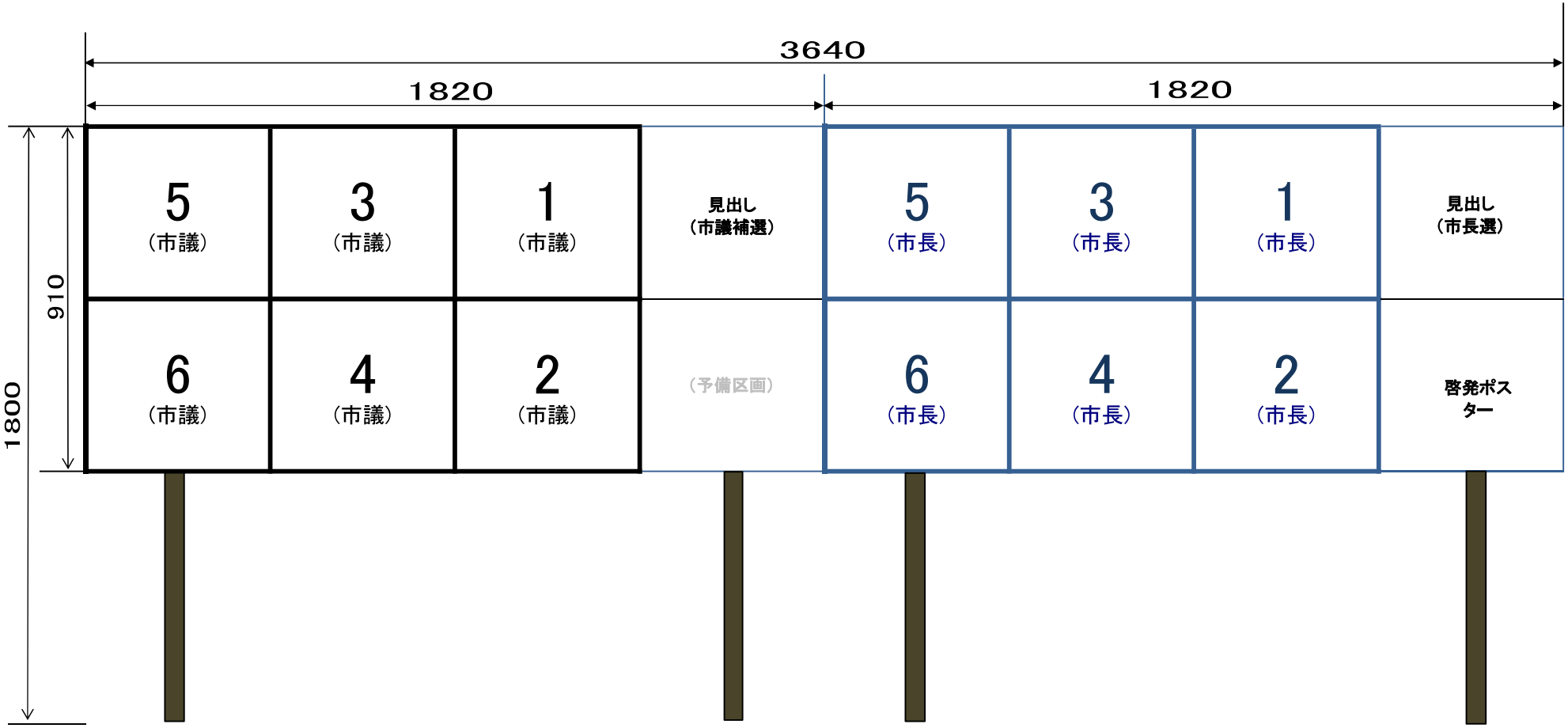
3640
1820
1820
910
1800
5
（市議）
3
（市議）
1
（市議）
見出し
（市議補選）
5
（市長）
3
（市長）
1
（市長）
見出し
（市長選）
6
（市議）
4
（市議）
2
（市議）
（予備区画）
6
（市長）
4
（市長）
2
（市長）
啓発ポス
ター

議案第１０号

投票所を設ける場所について

令和８年３月２９日執行予定の鳥取市長選挙及び鳥取市議会議員補欠選挙における各投票区の投票所を設ける場所を次のとおり定める。

令和８年１月１６日提出

鳥取市選挙管理委員会
委員長　森山　慎一

投票所を設ける場所　　別紙のとおり

提案理由

公職選挙法第３９条の規定により、各投票区の投票所を設ける場所を定めるためである。

投票所を設ける場所

投票区	投票所を設ける場所	
1	鳥取市立遷喬小学校	鳥取市本町一丁目１０８－１
2	久松会館（久松地区公民館）	鳥取市東町三丁目３７１－２
3	鳥取市立醇風小学校体育館	鳥取市西町五丁目３５３
4	鳥取市立西中学校体育館	鳥取市寿町９０７
5	鳥取市立城北小学校体育館	鳥取市田園町四丁目３２４
6	鳥取市立浜坂地区公民館	鳥取市浜坂四丁目１１－２１
7	鳥取市立富桑小学校体育館	鳥取市西品治１３４
8	鳥取市立明徳小学校体育館	鳥取市行徳一丁目２０１－３
9	鳥取市立日進小学校体育館	鳥取市吉方温泉一丁目１３１
10	鳥取市山の手体育館	鳥取市吉方町一丁目２０１
11	鳥取市立修立小学校	鳥取市立川町五丁目３３９
12	鳥取市立東中学校体育館	鳥取市立川町六丁目１６４
13	鳥取市立稲葉山小学校体育館	鳥取市卯垣二丁目６５７
14	東デイサービスセンター	鳥取市滝山３７４－１
15	鳥取市立南中学校体育館	鳥取市興南町９１
16	鳥取市立美保小学校体育館	鳥取市吉成一丁目１０－２５
17	鳥取市立面影小学校体育館	鳥取市雲山４２
18	鳥取市立津ノ井小学校体育館	鳥取市桂木２３８－１
19	鳥取市米里体育館	鳥取市古郡家８１－４
20	鳥取市倉田体育館	鳥取市八坂４９－１
21	鳥取県漁業協同組合	鳥取市賀露町西四丁目１８０６
22	賀露町七区公民館	鳥取市賀露町南四丁目８－２
23	鳥取市立大正小学校体育館	鳥取市古海２９１－３
24	鳥取市立美穂地区公民館	鳥取市朝月２２
25	鳥取市立神戸地区公民館	鳥取市下砂見７５２-１
26	岩坪生活改善センター	鳥取市岩坪１３６８－１
27	鳥取市立東郷地区公民館	鳥取市西今在家２０７
28	高路公民館	鳥取市高路４２３
29	鳥取市立世紀小学校体育館	鳥取市徳尾４０７
30	鳥取市立松保地区公民館	鳥取市布勢５４３－３
31	鳥取市立豊実地区公民館	鳥取市野坂９５０
32	上原多目的集会施設	鳥取市上原８２－１
33	河内生活改善センター	鳥取市河内４９９
34	鳥取市立湖山小学校体育館	鳥取市湖山町南一丁目６５６
35	鳥取市国際交流プラザ	鳥取市湖山町西一丁目５１２
36	鳥取市立末恒小学校体育館	鳥取市伏野２２５６－６１
37	鳥取市立湖南学園体育館	鳥取市六反田１－５
38	矢矯公民館	鳥取市矢矯８５
39	鳥取市立美保南小学校体育館	鳥取市宮長２００－１
40	鳥取市立中ノ郷小学校体育館	鳥取市円護寺２６８
41	鳥取市若葉台体育館	鳥取市若葉台南二丁目１６－１
42	鳥取市立桜ヶ丘中学校体育館	鳥取市桜谷２２７

投票区	投票所を設ける場所	
50	鳥取市立あおば地区公民館	鳥取市国府町新町二丁目２４６－４
51	鳥取市立宮下地区公民館	鳥取市国府町宮下１０１２
52	鳥取市国府町コミュニティセンター	鳥取市国府町庁３８０
53	鳥取市立谷地区公民館	鳥取市国府町糸谷１５－１
54	鳥取市立成器地区公民館	鳥取市国府町中河原６８－５
55	山のめぐみ館	鳥取市国府町荒舟４１
56	鳥取市立大茅地区公民館	鳥取市国府町栃本４７１－３
57	扇の里交流館	鳥取市国府町上地３４６
58	鳥取市福部町コミュニティセンター	鳥取市福部町細川６６８
59	山湯山農業センター	鳥取市福部町湯山６８０－７
60	福部町久志羅公民館	鳥取市福部町久志羅２３９
61	鳥取市河原町総合支所	鳥取市河原町渡一木２７７
62	鳥取市立国英地区公民館	鳥取市河原町山手４５９－１
63	鳥取市立散岐小学校体育館	鳥取市河原町佐貫７６１－５
64	水根公会堂	鳥取市河原町水根２５８－２
65	鳥取市河原町総合体育館	鳥取市河原町曳田２０－１
66	鳥取市立西郷地区公民館	鳥取市河原町牛戸１５－１
67	小河内公民館	鳥取市河原町小河内２０４－１
68	北村公民館	鳥取市河原町北村１７６
69	用瀬町民会館	鳥取市用瀬町別府３４－７
70	鳥取市立大村地区公民館	鳥取市用瀬町鷹狩３－１２
71	鳥取市立社地区公民館	鳥取市用瀬町宮原８８－１
72	用瀬町屋住多目的集会所	鳥取市用瀬町屋住８７４
73	用瀬町江波多目的集会所	鳥取市用瀬町江波６５４
74	鳥取市佐治町地域活性化センター	鳥取市佐治町古市１６２－２
75	プラザ佐治記念ホール	鳥取市佐治町加瀬木２５１９－３
76	佐治町西佐治会館	鳥取市佐治町加茂１５４７
77	佐治町山王ふれあい会館	鳥取市佐治町尾際６７７
78	佐治町津無生活改善センター	鳥取市佐治町津無２４６
79	佐治町津野ふれあいの館	鳥取市佐治町津野９７０
80	鳥取市立宝木地区公民館	鳥取市気高町宝木９０４
81	鳥取市気高人権福祉センター	鳥取市気高町下光元４７８－３
82	鳥取市立瑞穂地区公民館	鳥取市気高町下坂本４８－４
83	鳥取市営住宅矢口団地集会所	鳥取市気高町下坂本１０４３－５
84	鳥取市立逢坂地区公民館	鳥取市気高町山宮６３７－４
85	鳥取市気高町総合支所	鳥取市気高町浜村２８２－１
86	鳥取市立浜村小学校体育館	鳥取市気高町八幡３８２－３
87	船磯公民館	鳥取市気高町八束水２７０６－６
88	鳥取市鹿野町農業者トレーニングセンター	鳥取市鹿野町鹿野３４２
89	鳥取市立勝谷地区公民館	鳥取市鹿野町宮方１４７－１
90	鳥取市立小鷲河地区公民館	鳥取市鹿野町小別所３５１－３
91	鹿野町河内生活改善センター	鳥取市鹿野町河内２７１１－１１
92	鳥取市立青谷地区公民館	鳥取市青谷町青谷４０８２－１
93	鳥取市立青谷小学校	鳥取市青谷町青谷３４５９
94	鳥取市立中郷地区公民館	鳥取市青谷町亀尻２５７
95	絹見公民館	鳥取市青谷町絹見１３６－１
96	鳥取市立日置谷地区公民館	鳥取市青谷町奥崎３８４－１
97	鳥取市立勝部地区公民館	鳥取市青谷町紙屋１１０
98	鳥取市立日置地区公民館	鳥取市青谷町山根２１８
99	八葉寺公民館	鳥取市青谷町八葉寺２０９－２

議案第１１号

投票所を閉じる時間の繰り上げについて

令和８年３月２９日執行予定の鳥取市長選挙及び鳥取市議会議員補欠選挙において投票所の閉じる時刻を次のとおり繰り上げすることを定める。

令和８年１月１６日提出

鳥取市選挙管理委員会
委員長　森山　慎一

投票区	繰上げの時間	備考	投票区	繰上げの時間	備考	投票区	繰上げの時間	備考
２６	１時間	鳥取地域	７２	１時間	用瀬地域	８６	１時間	気高地域
３３	１時間	鳥取地域	７３	１時間	用瀬地域	８７	１時間	気高地域
３８	１時間	鳥取地域	７４	１時間	佐治地域	８８	１時間	鹿野地域
５４	１時間	国府地域	７５	１時間	佐治地域	８９	１時間	鹿野地域
５５	１時間	国府地域	７６	１時間	佐治地域	９０	１時間	鹿野地域
５６	１時間	国府地域	７７	１時間	佐治地域	９１	１時間	鹿野地域
５７	１時間	国府地域	７８	１時間	佐治地域	９２	１時間	青谷地域
６４	１時間	河原地域	７９	１時間	佐治地域	９３	１時間	青谷地域
６６	１時間	河原地域	８０	１時間	気高地域	９４	１時間	青谷地域
６７	１時間	河原地域	８１	１時間	気高地域	９５	１時間	青谷地域
６８	１時間	河原地域	８２	１時間	気高地域	９６	１時間	青谷地域
６９	１時間	用瀬地域	８３	１時間	気高地域	９７	１時間	青谷地域
７０	１時間	用瀬地域	８４	１時間	気高地域	９８	１時間	青谷地域
７１	１時間	用瀬地域	８５	１時間	気高地域	９９	１時間	青谷地域

提案理由

公職選挙法第４０条第１項ただし書きの規定により、投票所の閉じる時刻を繰り上

げることを定めるためである。

議案第１２号

期日前投票所を設ける場所について

令和８年３月２９日執行予定の鳥取市長選挙及び鳥取市議会議員補欠選挙における期日前投票所を次のとおり定める。

令和８年１月１６日提出

鳥取市選挙管理委員会
委員長　森山　慎一

期日前投票所を設ける場所

期日前投票所名	場　　所	
鳥取市期日前投票所	鳥取市幸町 71 番地	鳥取市役所本庁舎
国府町期日前投票所	鳥取市国府町宮下 1221	国府地域交流会館 （国府町総合支所敷地内）
福部町期日前投票所	鳥取市福部町細川 668	鳥取市福部町コミュニティセンター
河原町期日前投票所	鳥取市河原町渡一木 277	鳥取市河原町総合支所
用瀬町期日前投票所	鳥取市用瀬町用瀬 832	鳥取市用瀬町総合支所
佐治町期日前投票所	鳥取市佐治町加瀬木 2519-3	鳥取市佐治町総合支所
気高町期日前投票所	鳥取市気高町浜村 282-1	鳥取市気高町総合支所
鹿野町期日前投票所	鳥取市鹿野町鹿野 1517	鳥取市鹿野町総合支所
青谷町期日前投票所	鳥取市青谷町青谷 667	鳥取市青谷町総合支所
イオンモール鳥取北期日前投票所	鳥取市晩稲 348	イオンモール鳥取北

設置期間　令和８年３月２３日　～　同年３月２８日

提案理由

公職選挙法第４８条の２第３項で読み替えて準用する同法第３９条の規定により、期日前投票所を定めるためである。

議案第１３号

期日前投票所を開く時刻の繰り下げ及び閉じる時刻の繰り上げについて

令和８年３月２９日執行予定の鳥取市長選挙及び鳥取市議会議員補欠選挙において期日前投票所を開ける時刻の繰り下げ及び閉じる時刻の繰り上げについて次のとおり定める。

令和８年１月１６日提出

鳥取市選挙管理委員会
委員長　森山　慎一

期日前投票所名	施設の名称	設置期間	投票所を開く時刻	投票所を閉じる時刻
イオンモール鳥取北期日前投票所	イオンモール鳥取北	３月２３日 ～３月２８日	午前１０時	午後８時 （３月２８日のみ午後７時）

提案理由

公職選挙法第４８条の２第６項の規定により準用する公職選挙法第４０条第１項の規定により、期日前投票所を開く時刻の繰り下げ及び閉じる時刻の繰り上げを定めるためである。

議案第１４号

不在者投票事務取扱場所について

令和８年３月２９日執行予定の鳥取市長選挙及び鳥取市議会議員補欠選挙における不在者投票事務取扱場所を次のとおり定める。

令和８年１月１６日提出

鳥取市選挙管理委員会
委員長　森山　慎一

不在者投票事務取扱場所	
鳥取市幸町７１番地	鳥取市役所本庁舎
鳥取市国府町宮下１２２１	国府地域交流会館 （国府町総合支所敷地内）
鳥取市福部町細川６６８	鳥取市福部町コミュニティセンター
鳥取市河原町渡一木２７７	鳥取市河原町総合支所
鳥取市用瀬町用瀬８３２	鳥取市用瀬町総合支所
鳥取市佐治町加瀬木２５１９－３	鳥取市佐治町総合支所
鳥取市気高町浜村２８２－１	鳥取市気高町総合支所
鳥取市鹿野町鹿野１５１７	鳥取市鹿野町総合支所
鳥取市青谷町青谷６６７	鳥取市青谷町総合支所

提案理由

公職選挙法による選挙事務規程第２４条第１項の規定により、不在者投票の事務取扱場所を定めるためである。

議案第１５号

開票事務を選挙会の事務に併せて行うことについて

令和８年３月２９日執行予定の鳥取市長選挙及び鳥取市議会議員補欠選挙における開票事務を選挙会の事務に併せて行うことを決定する。

令和８年１月１６日提出

鳥取市選挙管理委員会
委員長　森山　慎一

提案理由

公職選挙法第７９条第１項及び第２項の規定により、鳥取市長選挙及び鳥取市議会議員補欠選挙における開票事務を選挙会の事務に併せて行うことを決定するためである。

議案第１６号

開票の事務を併せて行う選挙会の場所及び日時について

令和８年３月２９日執行予定の鳥取市長選挙及び鳥取市議会議員補欠選挙における開票の事務を併せて行う選挙会の場所及び日時を次のとおり定める。

令和８年１月１６日提出

鳥取市選挙管理委員会
委員長　森山　慎一

場　　所	日　　時
鳥取市吉成三丁目１番１号 鳥取市民体育館	令和８年３月２９日 午後９時

提案理由

公職選挙法第７８条の規定により、開票の事務を併せて行う選挙会の場所及び日時を定めるためである。

議案第１７号

選挙公報の様式及び掲載文の掲載場所について

令和８年３月２９日執行予定の鳥取市長選挙及び鳥取市議会議員補欠選挙における選挙公報の様式及び掲載文の掲載場所について、鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規則（平成１４年鳥取市選挙管理委員会規則第２号）第２条第２項及び第７条の規定に基づき、次のとおり定める。

令和８年１月１６日提出

鳥取市選挙管理委員会
委員長　森山　慎一

選挙公報の様式及び掲載文の掲載場所　　別紙のとおり

提案理由

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規則第２条第２項及び第７条の規定により、選挙公報の様式及び掲載文の掲載場所を定めるためである。

選挙公報の体裁

（ブランケット判両面印刷（縦546mm×横406mmの4頁））

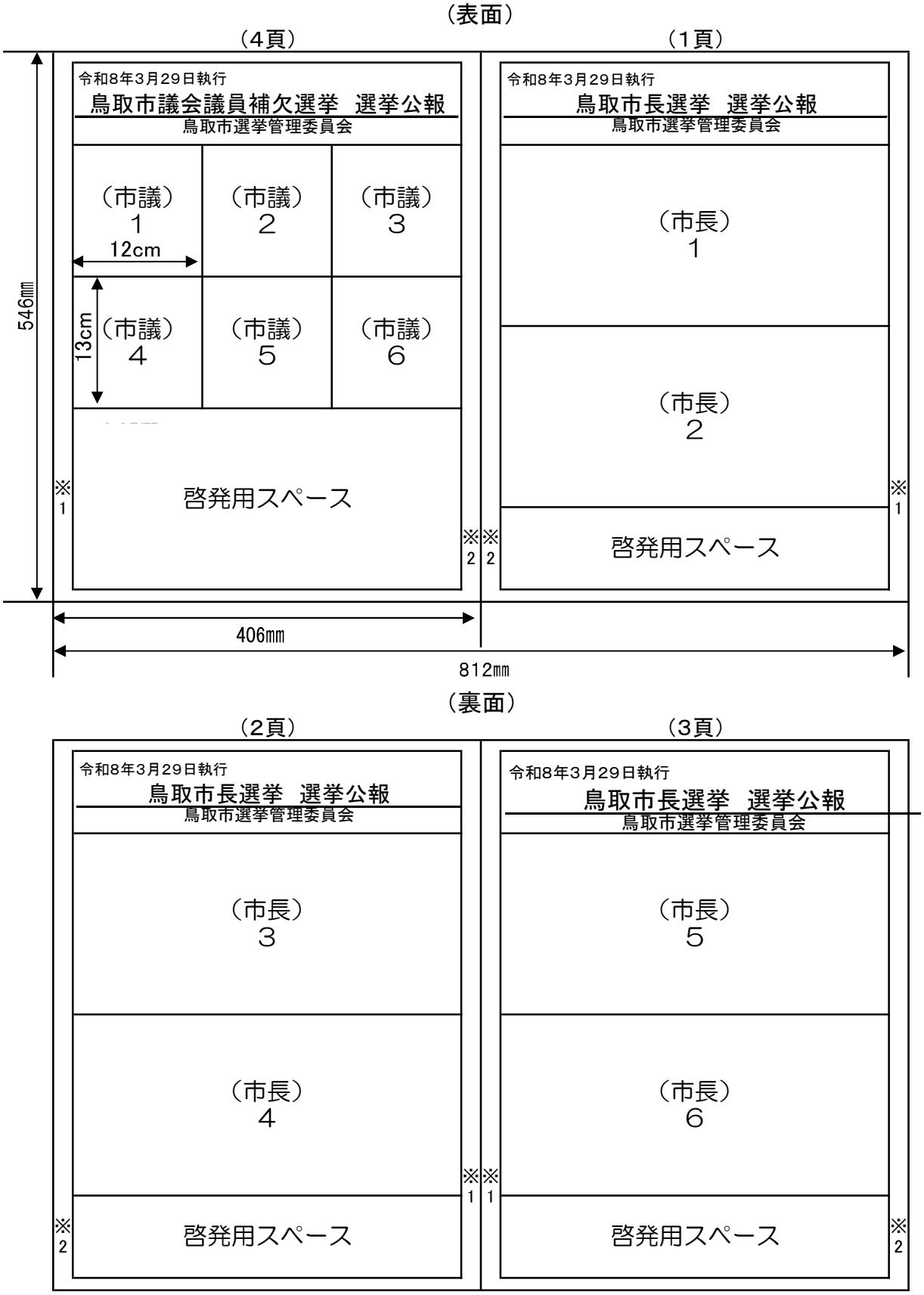

・枠外に印字
【※1】（この選挙公報は、候補者から提出された原文を写真にとってそのまま掲載したものです。）
【※2】（裏面もご覧ください。）

・市長選挙の候補者が3～5人の場合は、その人数に応じて啓発用スペースを変更

・納品
ポスティング業者分：二回折り縦273mm、横406mm
選挙管理委員会分：三回折り縦273mm、横203mm

議案第１８号

氏名等掲示の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について

令和８年３月２９日執行予定の鳥取市長選挙及び鳥取市議会議員補欠選挙における候補者の氏名等掲示の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

令和８年１月１６日提出

鳥取市選挙管理委員会
委員長　森山　慎一

１　場　所　　鳥取市幸町７１番地
鳥取市選挙管理委員会事務局

２　日　時

選挙名	公職選挙法第175条第３項本文の規定によるくじ	公職選挙法第175条第３項ただし書の規定によるくじ
鳥取市長選挙	令和８年３月２２日（日）午後５時１５分	令和８年３月２６日（木）午後５時２０分
鳥取市議会議員補欠選挙	令和８年３月２２日（日）午後５時２０分	令和８年３月２６日（木）午後５時２５分

提案理由

公職選挙法第１７５条第３項の規定による鳥取市長選挙及び鳥取市議会議員補欠選挙における候補者の氏名等掲示の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めるためである。

議案第１９号

選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時について

令和８年３月２９日執行予定の鳥取市長選挙及び鳥取市議会議員補欠選挙において候補者から届出のあった選挙立会人について、選挙立会人となるべき者が１０人を超えるとき、又は同一政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が３人以上ある場合のくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

令和８年１月１６日提出

鳥取市選挙管理委員会
委員長　森山　慎一

１　場　所　鳥取市幸町７１地
鳥取市選挙管理委員会事務局

２　日　時

選挙名	日　時
鳥取市長選挙	令和８年３月２６日（木） 午後５時５分
鳥取市議会議員補欠選挙	令和８年３月２６日（木） 午後５時１０分

提案理由

公職選挙法第７６条を準用する第６２条第６項の規定により、選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時を定めるためである。

議案第２０号

在外選挙人名簿登録者の決定について

在外選挙人名簿登録の申請がありましたので、下記の者を登録すべき者として決定する。

令和８年１月１６日提出

鳥取市選挙管理委員会
委員長　森山　慎一

氏　　名	生年月日	経由領事官	登録区分
竹内　瑠美	平成４年 ５月２０日	在英国 日本国大使館	最終住所地 （鳥取市雲山 153 番地 14）

提案理由
公職選挙法第３０条の６の規定により登録すべき者を決定するためである。

議案第２１号

在外選挙人名簿から抹消すべき者の決定について

公職選挙法第３０条の１１の規定により、在外選挙人名簿から抹消すべき者を次のとおり決定する。

令和８年１月１６日提出

鳥取市選挙管理委員会
委員長　森山　慎一

氏　名	生年月日	抹消事由発生年月日	抹消事由
松本　智賀男	昭和31年10月31日	令和7年8月20日	国内の市町村に住所を定めた年月日として戸籍の附票に記載された日から４ヶ月経過したため

※参考
在外選挙人名簿登録者数８１人（男２３人　女５８人）（本委員会議決後）

提案理由
公職選挙法第３０条の１１の規定により、在外選挙人名簿から抹消すべき者を決定するためである。